



## ワンクリック請求にご注意！

ワンクリック請求は、登録完了画面等を表示することで契約が成立したと思わせて、サイト利用料等の名目でお金を支払わせる手口です。

アダルトサイトや無料動画と書かれたウェブサイトなどで、動画を再生する画面と見せかけて、再生ボタンを押すと「登録完了」と請求画面が表示されるというのが典型例です。

中には「退会希望の方はこちら」というようなリンクが貼られており、開くと業者の連絡先が書かれている場合もあります。

焦って電話をしてしまうと、退会費用として、重ねてお金を請求されてしまいます。



**事例** 無料の動画サイトを見ていたところ、突然、登録完了画面が表示された。キャンセルをクリックすると問合せ先の電話番号が出てきたので電話をかけたところ、「登録の取り消しはできないので1週間以内に30万円を支払うこと。支払えない場合は裁判を起す」と脅された。怖くなって電話を切ったが、支払わなければならないか。



## ひとことアドバイス



- 画面上に契約成立となる旨の表示がない場合は、契約が成立していない可能性があります。また、インターネット上の契約では、事業者が申込内容の確認を求める措置を講じていない場合、消費者は錯誤（勘違い）による契約の取消しを求めることができます。その場合、料金を請求されても支払う必要はありません。
- サイトに接続しただけでは、個人を特定する情報が相手に知られることはありません。慌てて相手に連絡すると、新たに個人情報を知られかねません。連絡せず、請求に応じず、放置しましょう。
- 請求画面が消えない場合は、閲覧履歴を削除してみましよう。
- 請求画面が繰り返し表示される場合は、システムの復元を試みましょう。復元できない場合は、初期化を検討する必要があります。初期化については、使用しているパソコンメーカーのマニュアルを参照するか、メーカーのサポート窓口にお問い合わせましょう。

※ 請求画面が消えない場合の詳細は、QRコードのリンクを参照

リンク先：ワンクリック請求被害への対策

(IPA：独立行政法人情報処理推進機構)





## 生活安全情報

長井警察署生活安全課から



県内では、「サポート詐欺」の被害が依然として発生しています。「サポート詐欺」の手口は、パソコン等でウェブサイトを開覧中に偽の警告画面が突然表示され、表示された電話番号に電話すると、片言の日本語を話す者にパソコン等を遠隔操作され、ウイルス対策費用の名目で電子マネーを騙し取られてしまうといったものです。

このような警告画面がパソコン上に表示されても、画面に表示された電話番号に電話せず、警察などに相談をするようにしてください。



## 講演会、勉強会などに講師を無料で派遣します！

金融・経済、生活設計、金融教育などに関する講演会等に「山形県金融広報アドバイザー」を派遣しています。サークル、婦人部、老人クラブ、青壮年クラブ、PTA、学校、地域での勉強会などに山形県金融広報委員会のサービスを利用してみませんか。

### 講演テーマ例

★スマホでキャッシュレス★社会に出て気をつけたいこと★老後資金の準備★おこづかいの勉強と貯金箱づくり★落語で学ぶ悪質商法★ライフプランと年金★金融商品の知識

### 問い合わせ先

山形県金融広報委員会 TEL023-630-3237

山形県金融広報委員会は、お金についての情報を、もっと暮らしに役立ててほしい。そのために必要な情報をわかりやすく届けたい。そんな思いで活動しています。



山形市松波 2-8-1 FAX023-625-8186

山形県消費生活・地域安全課内

お申込み用紙はホームページからダウンロードできます。



## 10月・11月の消費生活法律相談

10月 7日(木) 13:30~15:30

11月11日(木) 13:30~15:30

\*弁護士が無料でアドバイス(30分)

\*電話で事前予約をお願いします



## 置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話: 0238-24-0999

FAX: 0238-26-6072